

岩手県告示第557号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨北上市長から次のとおり通知があった。

令和6年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市北鬼柳第23地割地内ほか
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年11月1日から同年12月27日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量及び水準測量